

富津市立青堀保育所民間移管に係る条件

1 事業内容

- (1) 産休明けからの乳児保育を実施すること。
- (2) 延長保育(7時～20時)を実施すること。
- (3) 障害児保育を積極的に実施すること。
- (4) 一時保育を実施すること。
- (5) 土曜日平常保育を実施すること。
- (6) 休日平常保育(年末年始は除く。)を実施すること。
- (7) 保育所地域活動事業に積極的に取り組むこと。
- (8) 地域子育て支援センター事業に積極的に取り組むこと。

2 保育内容

- (1) 保育所保育指針を基本とし、移管前の保育内容を尊重すること。
- (2) 保護者との連絡を密にし、要望等について尊重し、保護者と子どもと保育士(法人)とが共につくりあげる保育内容に努力すること。
- (3) 給食及びおやつについて、出来る限り手作りのものを自園で調理すること。
- (4) 移管後3年以内に第三者評価を受審し、その評価を保育内容に反映させること。
また、富津市公立保育所民間移管受諾法人選考委員会に対して、移管後3年間、毎年1日以上公開保育を実施すること。

3 職員体制

- (1) 職員配置は、市の公立保育所配置基準に準じるものとする。なお、栄養士を配置すること。ただし、栄養士については、同等の体制であると市長が認める場合はこの限りでない。
- (2) 職員の資格要件はそれぞれ次のとおりとする。
 - ①施設長
 - ・保育士、社会福祉主事等の適当な資格を有し、保育所での勤務経験が10年以上の者又は社会福祉事業の勤務経験が15年以上ある者。
 - ・児童福祉施設最低基準第14条に規定する帳簿を整備する能力を有する者。
 - ②フリー主任保育士
 - ・児童福祉法第18条の18の規定による保育士登録を受けた者。
 - ・保育所での勤務経験が7年以上の者。ただし、施設長に保育士資格が無い場合は、保育所での勤務経験が10年以上の者とする。

③保育士

- ・児童福祉法第18条の18の規定による保育士登録を受けた者。

④栄養士

- ・栄養士資格を有する者。

⑤調理員

- ・調理師資格を有する者。

- (3) 保育士の配置は年齢構成のバランスを考慮し、保育経験5年以上の者を1/3以上含むこと。なお、保育士資格を有していれば幼稚園での経験年数を含むものとする。

4 三者懇談会

受諾法人は、移管時の園児が在園している間、市及び保護者との三者懇談会に参加すること。

5 上乗せ条件

- (1) 放課後児童健全育成事業（いわゆる学童保育）を積極的に実施すること。
- (2) 看護師の配置に努めること。ただし、同等の体制であると市長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 3歳未満児を担当する保育士には、保育所での保育経験の豊富な者を配置するよう努めること。
- (4) 移管前の公立保育所に勤務している正職員以外の保育士、調理員について優先的にその雇用に努めること。

6 引継期間

受諾法人は引継期間において、当該保育所に勤務する職員を配置すること。

7 その他

- (1) 保育所職員は富津市保育会への加入に努めること。
- (2) 受諾法人は、保育所職員が富津市保育会の主催する研修に参加できるように配慮すること。
- (3) 移管を受けた建物については、担保に供さないこと。ただし、社会福祉・医療事業団に対して担保に供する場合は除く。
- (4) 受諾法人は、移管を受けるため、現に運営している保育所を廃止しないこと。